

毎週火、金曜日發行(但休日)に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇公 告 町村合併計画の勧告

公 告

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八条の二
第一項の規定に基づき、鳥取県市町村合併基本計画を定め
次のとおり関係市町村に勧告したので同条第四項の規定
により公表する。

昭和二十九年九月十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

発地第三四三号

昭和二十九年九月十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治
市町村長殿

市町村規模の適正化について

市町村の組織及び運営を合理的且つ能率的にし、住民の
福祉を増進するように規模の適正化を図ることは現下の
市町村にとつて最も緊急の要務であり、国及び県におい
ても重要施策の一環としてこれが積極的な促進に各般の
措置を講じているところであります。

今般町村合併促進法の趣旨に従い、本県市町村の合併を
合理的且つ計画的に遂行するのを援助するため、地方自
治法第八条の二第一項の規定に基づく全市町村を通ずる合
併計画を別紙のとおり定めたから、早急に関係市町村と
の協議を進められ、一日も速やかに合併手続を講ぜられ
るよう同条同項の規定により勧告いたします。

鳥取県市町村合併基本計画

(昭和二十九年九月一日現在)

郡市別	区分		人口	世帯数	面積	備考
	市町村数	現在計画				
鳥取市	1	1	45,826	1,237	2,803	方料 3,404
倉吉市	1	1	49,777	1,010	1,574	方料 1,574
米子市	1	1	43,628	1,795	7,390	方料 1,064
境港市	1	1	1	1	1	方料 1,946
岩美郡	6	1	16,477	675	3,749	方料 1,326
八頭郡	6	1	74,521	1,349	8,778	方料 8,778
気高郡	10	1	30,910	564	1,574	方料 1,574
東伯郡	14	1	9,344	175	6,962	方料 6,962
西伯郡	3	1	91,523	1,734	8,957	方料 3,046
日野郡	3	1	4,400	83	7,953	方料 6,996
果計	45	1	600,177	12,550	3,442	方料 3,442
一市町村平均			7,000	171	40,914	方料 1,164
一町村平均			4,555	117	26,691	方料 1,087

西伯郡逢坂村は便宜東伯郡に算入す。
日野郡八郷村は便宜西伯郡に算入す。

二市町村別

市町村名	人口	世帯数	面積	備考
鳥取市	45,826	1,237	2,803	世帯 方料
鳥取市	45,826	1,237	2,803	世帯 方料
宇倍野村	6,369	103	3,219	岩美郡より
大成村	3,355	55	6,333	
津ノ井村	2,567	44	9,866	
米里村	1,833	29	7,955	
福部村	3,936	65	34,810	
計	123,736	3,344	364,144	
岩美郡				
岩美町	30,529	3,749	13,166	
計	30,529	3,749	13,166	
八頭郡				
郡家町	7,821	1,400	34,011	
船岡町	6,591	1,274	5,606	
中私都村	1,745	29	2,326	
上私都村	1,697	36	3,646	
計	17,924	315	13,921	
安部村	1,668	33	8,678	
八東村	2,835	50	5,051	
丹比村	4,051	67	1,444	
計	8,744	147	1,772	
若桜町	9,594	176	2,000	
智頭町	14,473	270	3,547	
用ヶ瀬町	2,394	55	4,744	
大村	1,555	26	5,514	
社村	2,520	40	8,037	
佐治村	5,467	100	8,037	
計	11,936	210	16,126	
河原町	2,971	51	10,366	
国英村	2,196	36	10,811	
散岐村	2,723	47	1,334	
西郷村	2,822	49	4,333	

八上村	一、三二	三〇五	五〇一
計	二、九〇	二、〇七三	八三〇・四
合 計	七四、五一	一三、四九六	八七〇・八四
氣高郡			
宝木村	三、七三	五六三	一一・五
酒ノ津村	一、三五	二二	〇・五九
瑞穂村	一、五八	三五	七〇・〇
鹿野町	三、六六	六三三	一八・三三
勝谷村	一、五七	三六九	五・八八
小鷲河村	一、五九	二六九	三八・七五
逢坂村	二、四八	三六一	七・五一
浜村町	三、八四	七三六	七・七八
計	一八、七二	三、八三三	八七・〇八
青谷町	一〇、四三	一、八八〇	五四・一三
日置村	二、六四	五二	一三・八三
計	一二、〇七	二、三九三	六七・九五
合 計	三〇、九〇	五、六七四	一五五・〇三
倉吉市	四九、六七	一〇、一〇〇	一六五・七四

東伯郡			
東郷町	八、六九六	一、七五	四六・四四
泊 村	四、八三六	九六	一五・三九
計	一三、五三三	二、四九一	六二・八三
羽合町	八、三九	一、六二七	二二・四三
北条町	七、四三	一、三三三	二〇・八八
三朝町	一一、七三	二、〇七	三三・二二
関金町	六、五二	一、三三	九七・七七
由良町	五、〇八四	一、〇三	九・四四
大誠村	三、五五〇	六六七	一〇・六四
栄 村	二、〇三	四二八	一四・四四
灘手村	一、八七五	三三三	八・四五
計	二二、八三	三、四九九	四二・九七
東伯町	一五、五六一	二、九〇一	六三・八六
赤碕町	一一、六三	二、一九五	七六・八九

上中山村	二、一四	四〇三	三六・六六
下中山村	二、三四	四四四	六・三九
逢坂村	三、五四	七〇九	三五・三六
計	八、〇五五	一、五五五	六〇・三三
合 計	九四、九六	一七、八六一	六六九・八七
境港市	三九、七四六	六、三六六	一九・四六
米子市			境港市を市とする。
米子市	八三、六八	一七、七九五	七三・九〇
日吉津村	二、二五	三六二	四・四
春日村	二、五〇	四六六	五・六六
大和村	二、〇〇	三四四	五・七四
大高村	三、〇〇	五五五	八・四一
泉 村	二、一九三	三八八	八・三三
計	九五、六二	一、九、九三〇	一〇六・四〇
西伯郡			
名和町	一〇、九七	二、一六四	四三・五三
淀江町	五、一九六	一、〇四四	三・一五
宇田川村	一、七八〇	二八七	一六・五三
高麗村	二、八〇三	四九九	一〇・一九
所子村	三、八二	六八八	六・八三
大山村	三、四四	六四三	六・三六
計	一七、〇三四	三、一六三	一〇五・四
手間村	二、三九九	四〇五	六・五三
賀野村	二、一六四	三六四	三・七四
天津村	二、二三八	三六六	七・五一
大園村	一、八〇四	三六	九・三六
法勝寺村	二、七四	五三	二五・九三
東長田村	九三	一六三	三三・〇四
上長田村	一、三〇〇	三三三	三六・一三
計	一三、四九六	二、四〇四	一一三・一七
幡郷村	二、一〇九	三七三	一〇・五三
大幡村	二、三四一	四二二	四・〇三
八郷村	二、五〇〇	四三三	三五・七七
計	七、〇〇〇	一、三三六	四〇・三三
日野郡			

合計	四八、五七一	八、九三七	三〇四、〇六
日野郡			
江府町	七、四六一	一、三六六	一三五、三九
溝口町	八、八八一	一、六五四	九九、九七
根雨町	五、九六五	一、二八四	七九、〇三
黒坂町	三、五七六	七三七	五五、一七
計	九、五四三	一、九二二	一三四、一九
阿毘縁村	一、二七六	三三二	三九、四四
大宮村	一、五八三	二九六	五五、七四
山上村	二、二八七	四一七	四八、七七
石見村	三、四〇六	六二七	五三、八一
福栄村	一、七七八	二九二	三六、五二
多里村	二、五二九	四七七	七三、〇六
日野上村	三、四五六	六九七	四三、五〇
計	一六、〇四五	三、〇二六	三〇〇、四九
合計	四一、九三〇	七、九三三	六九九、九六

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日火、金

發行

鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町

印刷

印刷

鳥取縣